

令和4年第4回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和4年第4回苓北町議会臨時会は、令和4年7月5日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	福田 誠 一
税務住民課長	吉 本 英 明	企画政策課長	宮崎 良 成
教 育 課 長	西 川 文 孝	土木管理課長	田 尻 悟
農林水産課長	松 井 徹 也	商工観光課長	錦 戸 雅 志
水道環境課長	松 本 康 秀	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	田 尻 康 彦	会 計 課 長	松 村 保 則
行革デジタル対策室長	山 下 晃 弘		

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 報告第 4号 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について（委員長報告）

日程第4 議案第28号 天草広域連合規約の一部変更について

日程第5 議案第29号 令和4年度苓北町一般会計補正予算（第2号）

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から、令和4年第4回荅北町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、野崎幸洋君、9番、山本政人君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第4号 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について（委員長報告）

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、報告第4号、所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について（委員長報告）を議題とします。

建設経済環境常任委員長に報告を求めます。

松本建設経済環境常任委員長。

○建設経済環境常任委員長（松本良人君） おはようございます。

令和4年6月28日。荅北町議会議長あて、建設経済環境常任委員会調査報告書を提出いたしましたので、ご報告をいたします。

荅北町議会議長、錦戸俊春様。

令和4年6月28日。

建設経済環境常任委員会委員長、松本良人。

建設経済環境常任委員会調査報告書。

本委員会は、所轄事務についての調査を行ったので、会議規則第77条の規定により

下記のとおり報告をいたします。

記。

1. 調査事件名。

所管事項についての調査を実施

2. 調査の経過。

(1) 調査期日、令和4年6月23日(木)

(2) 調査場所と所管(関係)課、富岡、富岡城公園東角やぐら(商工観光課)、富岡、ペーロン船格納庫(商工観光課)、志岐、志岐漁港臨港道路(農林水産課)、同じく志岐、志岐川志岐橋付近(土木管理課)、志岐川天神木橋付近(土木管理課)、町道志岐内田線(通過)(土木管理課)、志岐川城下橋付近(土木管理課)、志岐川トルレス神父の記念広場付近(土木管理課)。志岐、堆肥センターとイノシシ个体処理施設(農林水産課)。

(3) 出席委員、松本良人委員長、山口利生副委員長、石田みどり委員、倉田明委員、錦戸俊春委員。

(4) 欠席委員、浜口雅英委員。

(5) 委員以外の出席、錦戸俊春議長。

(6) 執行部出席、商工観光課、錦戸雅志課長、稲尾浩二課長補佐、山口敏英主幹、道田広祐参事。土木管理課、田尻悟課長、武林智成課長補佐、野口元主事。農林水産課、松井徹也課長、西川弘美課長補佐、櫻井庄司主幹、尾上奨弥主事、石丸大智主事、野田正貴主事。

(7) 委員会書記、龍岡学議会議事局長。

(8) 調査の方法等、担当課の説明を受けながら現地調査を行い、帰庁後、総括を行った。出された意見・要望事項等は下記のとおり。

3. 所管事務についての調査における意見・要望事項等。

①富岡、富岡城公園東角やぐら。

国立公園におけるワーケーションの推進を図るための富岡城東角やぐらの室内の改装にあたっては、利用者側の利便性を充分検討するとともに、積極的な誘致活動に取り組むこと。なお、改装にあたっては、富岡城の「品格」を損なわないように努められたい。また、富岡城公園への観光客誘致促進を図られたい。

②富岡、ペーロン船格納庫。

現格納庫は、強度等まだ充分対応できるものと推測する。少子高齢化の進展により、人口が大幅に減少し、祭り等が中止、縮小せざるを得ない状況にある。今後のペーロン大会の見通し等を推測され、ペーロン船格納庫建築に係る設計に当たっては、修理、改装、改築等、より安価で、より安全性の高い格納庫となるよう研究されたい。

ペーロン船格納については、関係者の高齢化に伴う危険防止の観点から専門業者への委託等、考慮されて計画に望まれない。

なお、ペーロン船への乗降に、船揚場の斜路が使われているが、滑りやすくなっている。より安全に漕ぎ手の乗降ができるための配慮が必要であると思われる。

③志岐、志岐漁港臨港道路。

新三会川橋右岸側土砂の堆積は災害を引き起こす恐れがあり、すみやかな対応が必要である。併せて、消波ブロック移設等を考慮する必要があるものと思われる。

紺屋町及び明神山地区において、臨港道路の利便性向上や緊急避難時の活用を図るため、進入路の開設が必要である。地域住民と話し合いの上、検討されたい。遊水地からの排水路は、砂、石、流木、ビニール等ゴミの詰まりに留意するとともに、水門の定期的な点検、管理を望む。

④志岐、志岐川河川流域。

県管理河川となる志岐川は、暖竹等の伐採や土砂撤去が実施されたが、十分な災害防止対策効果が期待できない箇所に対して、改良復旧事業の早期実施を県に強く要望されたい。

⑤志岐、町道志岐内田線。

苓北町における重要な路線になると思われる町道志岐内田線については、早急なる道路改良に努められたい。

⑥志岐 堆肥センターとイノシシ个体処理施設。

イノシシ个体処理施設において、機械機具等の設備が、雨水により腐食の恐れがある。囲いを設置する等の対策が必要であると思われる。

【総括】

普段における建物、機器類の維持管理が不十分であり、このことから今回の上記3.②の改築計画が浮上したものとも思われる。

今後は、維持管理を徹底されるよう望む。

ひいては、本町におけるすべての施設の維持管理体制の強化を強く求めるものである。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） この中のですね、⑤の志岐の町道志岐内田線の早急なる道路改良のことなんですけども、この路線の道路改良については、ここにおいでの方、何人かご存じだと思いますけども、過去に、道路改良の計画がございました。しかしながら、当時の地権者の同意を得ることができず、頓挫した経緯がございました。

そこで、道路改良に当たってはですね、充分にその地権者との話し合いをやった上で、道路改良を行ってほしいと思います。これは、工法等も同じでございます。この路線については、圃場整備当時、幹線道路は、二つは必要ないというふうな、全体的な意向で今の幅員になったという話も聞いております。というのは、国道から、苓北町農協の集荷といいますか、収集に行く場合には、国道を通過して、城下草場線、それから、四つ角から行くと、何ら問題ないということで、今の幅員になったという経緯もございます。

そして、途中で、何回となく、農協の方からも、道路改良の要望がなされた路線でございますけれども、そのときに、農協の方で、用地交渉をしていただくと、私たちもすんなり、その道路改良ができるわけですが、ということを行った経緯もございますので、とにかく、用地交渉について、充分に検討された上でですね、この志岐内田線の改良には当たってほしいと思います。1回頓挫した、先程申しましたけれども、改良でございますので、これを2回連続で頓挫するわけにはいきませんので、その点について充分検討されるよう、お願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ②の富岡ペーロン船格納庫についてお尋ねいたします。

委員会の結果では、格納庫は強度等まだまだ充分対応できるものと推測するというところで委員長の報告がありました。この前、ペーロン船格納庫の建築に関わる設計の予算が出たと思うんですけども、その辺、委員会の中には、ペーロン協会の会長さんもいらっしやることなんですけども、そういった委員会の中で、これが充分対応できるものということで、充分話をされたと思うんですけども、再度その辺、充分対応できるものと結果を出されたのか、再度お尋ねいたします。

○建設経済環境常任委員長（松本良人君） 私の判断あるいは委員の方の判断でございますけれども、まだまだ40年の耐用年数が云々という説明がありましたけれども、まだ、小屋組みとか何かを充分見た上でですね、まだ充分対応できる。そう、皆さん認識をしておられます。ただ現場での説明がですね、耐用年数がもう40年きとるから建て替えます。あるいは白アリがきとるから建て替えます。あるいは台風で、瓦が飛ばされそうだからというような説明がありましたけれども、これは私たちの見る限りですね、白アリについては、壁が被覆されておりましたので、わかりませんでしたけれども、たいがい白アリはですね、柱から登って、小屋組みあたりからやりますので、そういった状況は、あまり白アリの通る道はなかったかなと。ただ、白アリの管理をですね、やっぱり徹底していただかんと、木造の建物はですね、どがん新しかったっちゃ白アリはつきますので、そこら辺の管理を徹底されるように、まだまだ、格納庫は充分使えるとのこ

とでございます。

ただ、上げ下げ云々とかいうようなことでありましたので、これはここに挙げてありますように、今後はですね、もう高齢化になってですね、危ない。それから高齢化だけじゃなくても危ないのでですね、やっぱり、外注されて、出し入れをされた方がいいんじゃないでしょうか。やはり、今はですね、専門のやっぱり国家試験なんか要りますのでね、吊る時には吊る免許とか、あるいは玉掛けとか、いろいろそこら辺を持った、資格を持っておられる方に、依頼されて、危険防止に努められたらいいんじゃないかなというような気がいたしました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） それでは、今の委員長のお話では、報告書には充分対応できるということですが、部分的にはそういうふうに、危険防止等の対処が必要であるということと理解してよろしいんですね。それと、少子高齢化の進展により、人口が大幅に減少し、祭り等が中止、縮小せざるを得ない状況にあるということと報告書にありますけども、私が知る限り、ここ数年の中止は、ペーロン大会の中止は、コロナ禍によるものと理解するんですけども、その辺が、委員会の報告書にありますけども、その辺は、本当に、その人口減少、大幅減少によるものなのか、その辺を検証された中での発表なのか、その辺を再度、お尋ねいたします。

○建設経済環境常任委員長（松本良人君） 今、どこの祭り等もございますけれども、やはりにぎわいに欠けるとか、あるいは人手不足なんかがあってですね、大変な時期じゃないかなと。ペーロンにしてもですね、あるやっぱり地区ではですね、よその地区からでも借り受けてからやっているというような状況等もありますので、無理をしないで、もう地区的にちょっとお尋ねしたところございますけれども、3年はもつどかい。出しきどかいというようなことのご意見も伺いましたので、そこら辺を充分ですね、今後の検討をされまして、せめてですね、30年、40年はできれば検証していかれるような雰囲気をつくっていただければなと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） このじゃっと祭の中のペーロン大会というのは、苓北町の活性化の大きな役割を私は担っていると思っておりますので、ぜひ人口は減少はしておりますけども、地域活性化のためには、何とかこれを維持していただいて、活性化のためにですね、私は頑張りたいと思っておりますので、ただ単に人口が減ってるから、もう止めようやというのではなくて、少しでも維持できるような方向に、ぜひ今後、皆さんで検討していただければなという願いを持っていますので、その辺もよろしく願いして終わります。

○建設経済環境常任委員長（松本良人君）　そこら辺の継続についてはですね、町、議会を含めてですね、なるだけ長いほうがいいわけですので、ただ、ペーロン格納庫についてはですね、もう既に40年間、それを実際、使ってきてあるわけです。そのままの状態でも、まだ30年、20年はいけるんじゃないかなろうかと。上手に使っていただければ、まだまだ立派な建物です。特に、室内等はですね、もう散乱したり、管理が不行き届きでですね、台車あたりはもう油ひとつさしてないというようなことです。それからシャッターあたりもですね、塗装したならば、あがんな錆んとやってなというようなことです。そういったことで、さっき申し上げましたけれども、維持管理をですね、よく、充分にしていいただければ、今、野崎議員がおっしゃられた、今後の検証にも、充分対応できるものと推測しますので、ひとつそこら辺ですね、どうしてもできんというのであれば、何か対応せにゃいかんと思いますが、ただ、格納庫については、今の意見のとおりでございます。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第4号を終わります。

なお、報告書の中にありました調査における意見・要望事項等については議長として、大変重要なことであると認めます。町執行部におかれましては、対応方、よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第4 議案第28号 天草広域連合規約の一部変更について

○議長（錦戸俊春君）　日程第4、議案第28号、天草広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

なお、私、錦戸俊春は、現在、天草広域連合議会の構成員であります。一身上の事件にも、直接の利害関係にも立っていないと解され、除斥の必要はないとなっておりますので、そのまま議事を続けます。

また、この議案は、関係市町での同文議決の扱いとなります。

提出者の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　議案第28号、天草広域連合規約の一部変更について、ご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、天草広域連合規約（平成11年5月27日熊本県指令市町村第7号）の一部を次のとおり変更する。

令和4年7月5日提出。苓北町長 田嶋章二。

天草広域連合規約の一部を変更する規約。

天草広域連合規約（平成11年5月27日熊本県指令市町村第7号）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、新旧対照表により、ご説明をいたしますので、次の次のページを、お開きをお願いいたします。

右の欄が変更前、左の欄が変更後となります。下線の部分が今回変更する部分となっております。

変更内容は、左の欄で、別表第3号の表中、ごみ処理施設等の管理運営に要する経費の部、負担割合の項に「人口割100分の100」を加え、同項対象市町の欄に「新ごみ処理施設」と「天草市、上天草市及び苓北町」を加えるものでございます。

次のページをお開き願います。

次に、別表備考第4号中、「搬入割」を「搬入量割」に改め、新たに第5号といたしまして、「ごみ処理施設等の管理運営に要する経費のうち、新ごみ処理施設に係る関係市町が負担すべき人口割の額の算定は、関係市町のごみ収集運搬及び関連施設の運営に係る経費（施設の維持管理に要する整備費用を除く。）を考慮し、人口比率により算出するものとする。」、第6号といたしまして、「ごみ処理施設等の設置に要する経費のうち、新ごみ処理施設に係る関係市町が負担すべき均等割の額（廃棄物処理施設及びリサイクル推進施設に係る設計及び建設に要する費用に関する部分に限る。）の算定は、天草広域連合設立時の構成市町の数により按分するものとする。」を加えるものでございます。

本文2ページに戻っていただきまして、ページ中段に、附則といたしまして、この規約は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由でございますが、天草広域連合規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をいたします。

今回の天草広域連合規約の一部変更につきましては、新ごみ処理施設を建設するにあたり、設置に要する経費についての関係市町の負担割合が平成25年1月に規約に定められましたが、管理運営に要する経費についての関係市町の負担割合は定められておりませんでした。

新ごみ処理施設は、設計から建設、運営を一体的に民間に委託する公設民営方式により事業を実施することと決定をしております。

このことから、今回、新ごみ処理施設の管理運営に要する関係市町の経費負担に要する負担割合を規約別表第3号において、人口割100%と規定すること、また、別表備

考において、新ごみ処理施設に要する経費について関係市町の算定方法を規定することとしたため、規約の一部変更を行うものです。

なお、規約の変更につきましては、関係市町の同文議決が必要となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この別表第3号の表の中でですね、均等割100分の20、人口100分の30、搬入量割100分の50はですね、人口割100分の100になったですね。これはなぜこういう、詳しい丁寧な説明から、一括単純な形になったのか、このことによって苓北町の負担額はどうなるのか。これまでの搬入量とかですね、そういったものを参考にしながらどうなっていくのか、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 人口割100分の100の記載ですけれども、こちらはですね、先日、全員協議会の折に、天草広域連合のほうからご説明がありましたことをですね、もう一度、言わせていただきます。

現在、5箇所の施設で処理をされている施設をですね、これを1箇所に集約をする新ごみ処理施設となります。この施設を1箇所に集約することで、天草市、上天草市、それから、苓北町もですが、運搬収集業務、それから関連施設の運営、新たな施設ですね、処理体系を構築することになります。

それで、一般廃棄物の処理に関する費用について、構成市町人口当たり、1人当たりの均一化を図るために、新ごみ処理施設の経費に、市町の直営費、苓北町で言えば堆肥センターになります。堆肥センターとそれから、ごみ収集運搬委託料を加算した天草圏全域の経費を人口割とするとされたものです。

それから、ご質問のですね、先程、浜口議員さんから均等割100分の20、人口割100分の30、搬入割100分の50というところで、今このですね、割合で令和9年度からの負担割合を計算しますと、広域連合の負担金ですね、これがですね、大体、11.35%ぐらいになります。苓北町がですね、今度新たに、この間、全員協議会で示されました各市町の直営費を加えて、計算をしますと、それが7.28%になった。11.4%ぐらいから7.28%ぐらいになった。約4%ぐらい落ちる計算になります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 11.35が7.28。これは苓北町の負担率がということですかね。ということは、残り、この差額の4%近くは、どこに行くわけですか。誰が納

めることになるんですか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 新たな施設につきましては、天草市と上天草市、苓北町、三つですね、新ごみ処理施設の運営費が8億4,500万円と見込んでおります。令和9年度からですね。これで市町の直営費が、天草市が収集運搬する中継施設、そこがですね、5億5,200万円。それから上天草市が2億5,200万円、苓北町が5,100万円。苓北町につきましては、運搬経費を大体2,900万円。これは堆肥センターの2,200万円程度を見込んでおります。

それを人口で、すいません、失礼しました。その新ごみ処理施設の運営費の8億4,500万円と、市町の直営費合計で8億5,500万円になります。それで、新ごみの運営費と直営費で合計が17億円になります。それをですね、人口割、3市町の10万7,460人で割ります。その割った額に人口を掛けて、市町の直営費を引くと、広域連合の負担金が、この間の全員協議会の資料で6,154万2,000円ですね。となっていますので、その4%については、この人口割で、それぞれ人口割をしたことによって4%減ると市町の直営分を含めてですね、計算したところということになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この前の全員協議会のときですね、資料を持ってきましたけども、どうも説明がよくわかりません。

それから説明の度ごとに、この前の全員協議会のときもそうでしたけども、堆肥センターの話が出ましたけども、あれは広域連合とは関係ないわけでしょ。建設は町独自でしておりますし、運営も町独自でしていますよね。なぜ、こういう広域連合のときに、この堆肥センターの話が出てくるのか、私はどうもそれが、先日の全員協議会のときも質問しようかと思っておりましたけれども、よくわからないということです。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 堆肥センターですけども、うちの町の堆肥センターは、牛ふん、下水道汚泥、それから生ごみを処理して堆肥化をしております。生ごみの方もですね、町民皆さんのですね、ご理解とご協力のおかげでですね、しっかり生ごみを可燃物と一緒にしないで、生ごみを生ごみの袋に入れて、出している。それをそこで処理しているということで、この堆肥センターの経費の方も、この計算の中に算入して、計算をしているということになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。
議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。
本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
起立多数です。

したがって、議案第28号、天草広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第29号 令和4年度苓北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第29号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第29号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業）の「ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯」への交付に要する費用の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長から、説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第29号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第2号）（案）の内容について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ544万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億2,859万2,000円とするものです。

6ページをお願いします。

歳入です。款14国庫支出金、項2、目2民生費国庫補助金は、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金」及び「給付事務費国庫補助金」合わせて544万円の増額です。

7 ページをお願いします。

歳出です。款 3 民生費、項 2、目 1 児童福祉総務費は、子育て世帯生活支援特別給付金の給付事務に係る消耗品費、印刷製本費及び後納郵便代、並びに、支給対象となる住民税（均等割）非課税世帯または収入急変による住民税非課税相当世帯の 18 歳未満の児童に一人当たり 5 万円を支給することとして、苓北町の給付対象者 100 人を見込んだ「子育て世帯生活支援特別給付金」合わせて 544 万円の増額です。

なお、町から支給するのは、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯でありまして、ひとり親世帯への支給については、熊本県が実施することとなっております。

以上で、令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 2 号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7 番（浜口雅英君） この 6 ページの 544 万円ですね。この国の財源は一体何からきているのか、つかんでおられますか。

それから 7 ページの支出は、今、100 名とおっしゃったのですかね。そこら辺の 100 人のですね、資格といいますか、もうちょうど数字がですね、きっちりした 100 という数字ですけども、どういう基準で配られますか。1 人当たり、単純に割ると 54,000 円ですか、になるのか、そこら辺ちょっと、あと 1 回教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まずは 6 ページの国からの補助金でございますが、これについては財源的に国庫補助で町がいただくように…。

○7 番（浜口雅英君） 国庫補助は分かっつと。補助は分かっただけん、国は、どういう形で、その財源を持ってきたのか。そういう情報はつかんでいるかって聞いたろが。分からんとは、分からんでよかいやつか。

○福祉保健課長（本田 保君） すいません。わかりません。

それとですね、100 人の件でございますが、現在、町のほうでつかんでおります数字につきましては、30 世帯 72 人の分は、町県民税が非課税の 18 歳未満の子どもさんが 30 世帯 72 人を見込んでおります。

それ以外の 28 人分につきましては、家計急変世帯ということで、そのような対応をするように準備をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7 番（浜口雅英君） 国のですね、財源をですね、市町村でなかなか調べるってい

うのは、非常に難しいところはあるのかもしれませんが、これは補正でしょ。当初予算ならともかく補正で急に出てきたというのならば、国債で潤っているのか、あるいは消費税が余ったから持ってきているのか、あるいは大企業が、留保している剰余金といえますか、そういうものが新たに国のほうに納められたからとか、そういう形になっているのか、そこら辺ですよ。それが、もし全額国債ということであるならば、やっぱこれは、町村でどうこう議論ができる話ではないのかもしれませんが、やっぱこの負担は、子どもたち、あるいは孫にずっと来るわけですね。もらうときはうれしいけども、それをずっと、後の子どもたちが払っていくようになるわけですので、そこら辺のところは充分検討すべきだろうというふうに思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、浜口議員の質問の回答の件ですが、家計急変世帯28人を予定してるという説明が今ありましたですよ。非課税世帯が30世帯の72人、プラスの家計急変世帯の対象を28人と見込んでいます。これはいつ時点で、この家計急変っていうことを対象とするのかを教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 家計急変世帯の定義でございますが、令和4年1月以降の任意の1カ月の収入額につきまして、その1カ月分をですね、1.2倍しまして年収を推定します。その推定した年収から扶養家族等の数等を勘案して、この収入では、市町村民税の均等割が非課税相当になるという判断で、そういう判定で、家計急変世帯の認定をする予定であります。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、令和4年1月の収入ですね。収入をその家庭から出させて1.2倍にしたものが、非課税世帯の収入になれば支給するということですね。

これは、町独自の考え方なのか、やっぱりこれあの、非課税世帯に対しての、県内市町村一律の考え方なのかを教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 只今申しましたように、令和4年1月以降の任意の1カ月の取り方につきましては、そこは定めてありませんが、この取り決めにつきましては、国からの指示でございますので、このような取り扱いをしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） すいません。今、課長からの説明だと、令和4年1月以降のというふうな、説明があったかと思います。で、ひと月の収入に、1.2カ月かけるとい

うふうにおっしゃいましたですね。その月、一番急変で低くなった。ただ、コロナ関係で、退職させられたとか、会社倒産とかで急変したということはあろうかと思いますが、平均収入というふうな考え方をとらずに、その月だけで、急変した場合に、逆に仮に10月ぐらいになったと。急に無職になったとした場合は、10月の家計収入をもって、掛ける12で、年間収入を見込むというふうなことも考えられるということですか。

そうすると1月から9月までの収入が非課税世帯以上の収入があったとしても対象になるというふうな理解でよろしいでしょうか。

何かそうすると、実際に来年、非課税世帯になるのかどうかというのは、10月に、もう退職を余儀なくされて、収入がなくなったとした場合には、年収が非課税世帯の年収以上にあったとしても、非課税世帯として、町としては認定するのかどうか。

その2点について、再度ご質問します。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 国からのマニュアルのとおりですね、今、言いましたとおり、任意の1カ月が一番おそらく、底になる月をされるかと思いますが、それで、あくまで判断をして取り組んでいく予定であります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） その非課税世帯と、課税世帯の区分がなかなか難しいような、私は感じがするわけですね。本当にそれでいいのかどうか。1月の時点で云々ということでございますけれども、給料取りなんかは、それでいいと思いますけれども、やはり事業主とかなんかってなれば、相当な影響が出てくる。これでいいんですかね。

それともう1点。非課税世帯と課税世帯、どのくらいぐらいの按分ですか。あるいは人数でも結構ですが。もう、はよ言えばですたい。もう全部にくれたほうがよかつじやなかですか。少なければ。課税世帯が少なければ。課税してあるからってですね、生活が安定しとるっちゃうことはないと思うんです。その課税世帯が安定している人だけじゃないと思うんですよね。課税であってもやっぱり、いろんな形で控除の関係とかなんかで、やっぱり相当きつい世帯もあるんじゃないかなろうかと思っておりますけれども。

そこら辺はフォローなされたのかどうか。2点。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず、家計急変世帯のその時期でございますが、1月以降の分になりますので、1月の時点ではなくて、4年の1月過ぎの、そのうちの任意の1カ月が対象の額になります。それと今回のこの事業はですね、あくまで町県民税均等割が非課税の世帯となっておりますので、それをそのまま取り組む予定であります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） この家計急変世帯については、あくまで申請を受ける段階でしかわかりませんので、ひとまず、100人のうち72人が、非課税世帯の分で、残りの28人を、家計急変世帯ではないだろうかという見込みで出しております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はですね、仮に、これ国費ですので、国がそれだけくれるということでございますが、やはり、子育てにはあんまり差別はいらん、ない方がいいんじゃないかと思うますね。もし、もしですよ。いろんな形で、町費がですね、辛抱していただいて、そういったことでできるならばですね、やはり、もう課税世帯、非課税世帯云々で差別をすることなくですね、子どもさん方には、18歳まではもう全部やるということは、考えはなされたのか、なされなかったのか。

そして、もし20何名の方がですね、対応するなら、予算がどれぐらいいるのかどうか。やはり、そのぎりぎりの線にきとらす人は、相当やっばりきつい方もおいでですよ。1,000円課税されてもですね、非課税世帯はですね、何十万、何万もらえることになるわけですね。そこら辺は考えられたのかどうか、町として。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） あくまで国の指針にのっとりまして、予算を計上させていただきますので、今回はあくまで、非課税世帯ということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 72人分はもうほぼ確定しておりますが、28人は見込みを上げておまして、実際に申請を受け付けてみないと。28人の見込みをして、実際はちょっとまだわからない状態であります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 確かに見込みかもしれませんが。いや、私がいろいろ言うのはですたい、課税世帯と非課税世帯の人数がどのくらいぐらいか。

仮にですよ。子どもさんが100名おいでになるということであれば、そのうちの20名は課税世帯ですよ、80名は非課税世帯ですよ、そういったことを積算なされたのかどうか。

そして、それが、全部にやるようにしたならば、町費がいくらぐらいになりますよと、国費がいくらぐらいになりますよと。そこら辺が、私は欲しかったんです。

もし、よかったらそこらへんを。推定でよかですけどんが。当然、推定ですよ。いつ生まれるか、明日また生まれるかわからんですからね。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございません。この分の課税世帯については、数を把握しておりません。すいません。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回苓北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署名議員

署名議員